

五月十二日 盟休児童が日高地主冊会の内や硝子戸をこぼした事には向
接的に農民小学校の教唆がある。

以上の理由から日高農民小学校は社会風教を乱すものと云ふ理由に依つて
解散を命ぜられた。

これに對して五月十六日の対策委員会は尤のやうな方法で盟休続行を決定
した。

盟休児童は

谷口青年会場内 谷口 西内原

財部青年会場内 財部 西富寺 小松原

吉田青年会場内 吉田

の三ヶ所にわけて收容し、青年部が中心に之を指導する。盟休はかくて右

のやうな方法で五月二十六日 盟休が再度県警察部に依つて禁止されるま
で続けられた。

五月十六日の対策委員会、應に於て当局は農民小学校の児童の直接指導に
力をつけるものを探束せんとした事が逃げた。

五月十九日自 首、六月二日付出版法違反の件で署式命令で増田操氏は
二十日 浦口コイト氏は十日の罰金を科せられた。

(ハ) 文書 戦

(イ) 指導部への弾圧

指導部への弾圧

盟休への暴圧後組合側の攻撃の焦点は直接地主に向つて集中された。文書
戦 青年部少年部のデモ等が毎日毎夜繰り返され支部総集会が毎日のやう
に開催されて、事態が急遽に悪化して来た。と同時に指導部増田操、角田兼
三郎両氏への警察側の追求が始まった。五月二十四日青年部講習会第一日
が吉田支部青年会場で開かれた。そこへ官憲が乗り込んて増田、角田両氏
を檢束してしまつた。

二十五日角田氏は累外追放 増田氏はそのまゝ檢束 六月四日炊放

(ロ) 交渉開始

六月七日地主側は寺井秀吉、湯川登両氏をして非公式に四割減、六割即納
位なりの解決したい意向を通じて来た。最高指導部はよき解決の漸時と女
し対策委員会にはかつたが遂にこの案は棄られた。しかしこれを解決のた
ききつかりと考へてゐた最高指導部はこの交渉をすゝめるべく六月十一日
回答した。而して六月十六日から二十日まで正式会見する事となつた。

(ハ) 裏切幹部の出現

争議を解決すれば小作料を五割でも六割でも納入しなればならぬから解
う解決せむに引きのほして置かうと云ふ考へたところはれぬが最高指導部の裏切
があり、六月十七日以来統制はすっかり失はれてしまつた。

(ニ) 第五回りの立入禁止

第五回りの立入禁止